



17文科初第584号
平成17年8月5日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会
各都道府県立大学校長
各都道府県立高等学校校長
各都道府県立高等専門学校校長
各都道府県立高等専門学校機構理事長
各都道府県立高等専門学校校長

文部科学省生涯学習政策局長

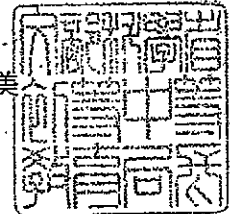
田中 壮一郎



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

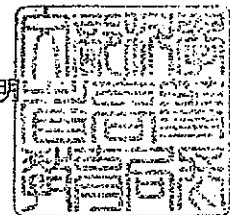
銭谷 眞美



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長

石川 明



(印影印刷)

文部科学省スポーツ・青少年局長

紫川 富司



(印影印刷)

学校におけるアスベスト（石綿）を含有する製品の取扱い等について

学校施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、従来から、「学校施設等におけるアスベスト（石綿）対策について」（平成17年3月7日付け文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課事務連絡）等により、施設主管課等を通じて、適切な対応をお願いしてきているところであります。

さて、昨今、事業所等でのアスベスト（石綿）被害が社会問題化しております。このため、学校の設置者等におかれては、学校で理科の授業等において使用される石綿付金網そ

の他の実験機器等や学校給食の調理時に調理員が使用する耐熱手袋等、アスベスト（石綿）を含有する製品について、使用状況等の把握と石綿を含有しない製品への代替に取り組まれるようお願いいたします。

なお、アスベスト（石綿）を含有する製品の廃棄に当たっては、廃棄後の被害を生じないようにするため、各都道府県廃棄物行政主管関係部局と連携の下、適正に処理する必要があります。

都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会に対し、都道府県知事におかれては、所轄の学校（専修学校及び各種学校を含む）に対し、このことについて十分周知を図られるようお願いいたします。

本件担当

〔小中高等学校の石綿付金網その他の実験機器等について〕

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程第二係
電話 03-5253-4111（内線2366）

〔高等学校の産業教育に関する実験機器について〕

文部科学省初等中等教育局参事官付企画係
電話 03-5253-4111（内線2381）

〔学校給食の調理時に使用する耐熱手袋等について〕

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課学校給食係
電話 03-5253-4111（内線2694）

〔大学、高等専門学校における実験機器等について〕

文部科学省高等教育局高等教育企画課法規係
電話 03-5253-4111（内線2482）

〔専修学校・各種学校における実験機器等について〕

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校第二係
電話 03-5253-4111（内線2938）

【参考条文】

- ・石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）（抄）
第1条
2 事業者は、石綿を含有する製品の使用状況等を把握し、当該製品を計画的に石綿を含有しない製品に代替するよう努めなければならない。

【参考資料】

- ・石綿障害予防規則については、次の通知を参照のこと
「石綿障害予防規則の施行について」（平成17年3月18日 厚生労働省労働基準局長通知）
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/dl/tp0224-1e.pdf>)
- ・製造等が禁止されていない石綿含有製品については、次の通知を参照のこと
「石綿含有製品の代替化の促進について」（平成16年2月26日 厚生労働省労働基準局安全衛生部長通知）
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hisekimen/3a.html>)